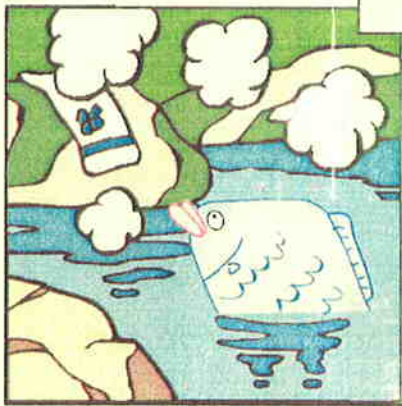


特定健康診査等実施計画



平成20年3月
羽生市

特定健康診査等実施計画

「健康で希望に満ちた まちづくり」を目指して

目 次

【序 章】 実施計画策定にあたって	1
1 背景	1
2 導入の趣旨	1
3 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
4 内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)に着目する意義	2
5 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について	2
6 計画の性格	3
7 計画の期間	3
8 羽生市国民健康保険の現状	4
【第1章】 達成しようとする目標	11
1 目標の設定	11
2 羽生市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値	11
3 目標達成に向けた推進策	12
【第2章】 特定健康診査等の対象者数	13
1 特定健康診査の対象者	13
2 特定保健指導の対象者	14
3 健診の現状	15
4 平成24年度までの各年度の対象者数(推計)	16
【第3章】 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	17
1 特定健康診査・特定保健指導の流れ	17
2 特定健康診査	18
3 特定保健指導	22
4 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法	25
5 実施における年間スケジュール	27
6 保健指導実施者の人材確保と資質の向上	28
【第4章】 外部委託・データの管理方法	30
1 外部委託について	30
2 特定健康診査等のデータの保管方法	30

【第5章】	個人情報保護	31
1	基本的考え方	31
2	具体的な個人情報の保護	31
3	守秘義務規定	31
【第6章】	特定健康診査等実施計画の公表・周知	32
【第7章】	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	33
1	基本的な考え方	33
2	具体的な評価	33
3	評価の実施責任者	34
【第8章】	その他	35

序章 実施計画策定にあたって

1 背景

近年、わが国においては急速な高齢化にともない、疾病構造が変化しています。生活習慣病（脳卒中、心臓病、糖尿病等）の慢性疾患が増加し、医療費も増大し続けています。羽生市においても国民健康保険の医療費は年々増加しており、平成18年度は31億7,600万円に達しています。

医療費の増大の要因となる疾病の重症化や長期化は、健康・長寿を希望する全ての人の懸念するものであり、早期に疾病のリスクを把握し、望ましい生活習慣に改善できるような体制づくりは今後重要な課題となっております。

国においても、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設などが盛り込まれ、中でも長期的な医療費適正化対策として、生活習慣病予防の取り組みが必要となってきました。

2 導入の趣旨

従来、健診等の保険事業は老人保健法に基づき実施されてきました。

羽生市においても昭和53年から集団検診として毎年実施され、平成18年から羽生市医師会に委託し、個別健診として継続してきました。しかし、健診受診後のフォローアップ等については、マンパワー不足の諸問題があり、健診後の保健指導は付加的な役割に留まっていました。

今回の医療制度改革により、生活習慣病を中心とした疾病予防が重視され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者には健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられました。

羽生市においても平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診及び保健指導を実施します。

3 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群とします。

4 内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）に着目する意義

平成17年4月、日本内科学会等内科系8学会は合同で内臓脂肪症候群の疾患概念と診断基準を示しました。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また発症した後でも血糖、血圧等をコントロールすることにより、狭心症等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進行や重症化を予防する事が可能であるという考え方です。

内臓脂肪症候群の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになると考えられています。

5 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきました。

特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となります。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行います。

6 計画の性格

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条及び「特定健康診査等基本指針」に基づき、国民健康保険加入者の生活習慣病予防における実施方法やその成果に係る目標に関する基本的事項について本計画を策定します。

策定する上で、埼玉県医療費適正化計画と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要があります。

また、羽生市総合推進計画に掲げる「健康で希望に満ちたまちづくり」に連携した取り組みの推進を図ります。

7 計画の期間

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、5年を1期とします。第1期を平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。

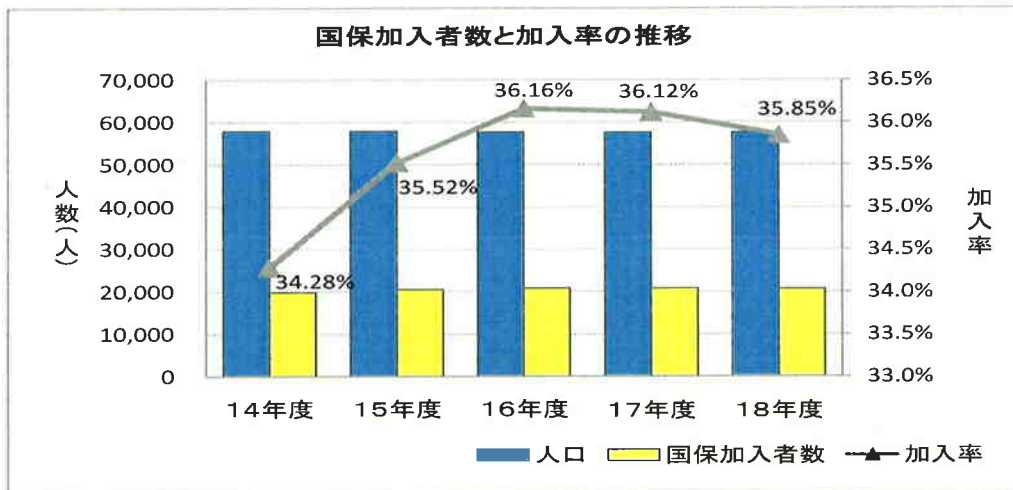
8 羽生市国民健康保険の現状

(1) 羽生市国民健康保険被保険者の状況

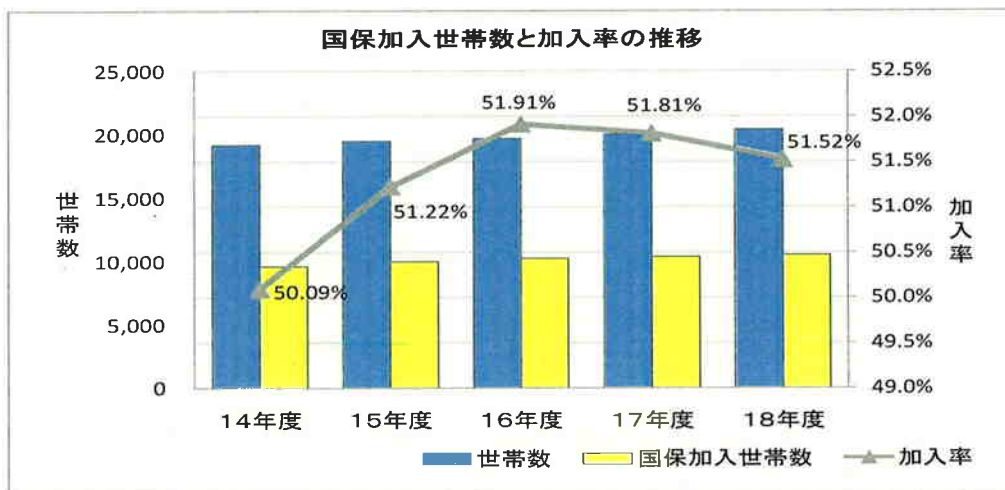
平成20年1月1日現在の羽生市の現状は以下のとおりです。市民全体に占める国保加入者の割合は、35.2%となっています。

- ・ 人口 57,775人
- ・ 世帯数 20,706世帯
- ・ 国保加入者数 20,348人
- ・ 国保加入世帯数 10,539人

○羽生市国保加入者数及び加入率の推移

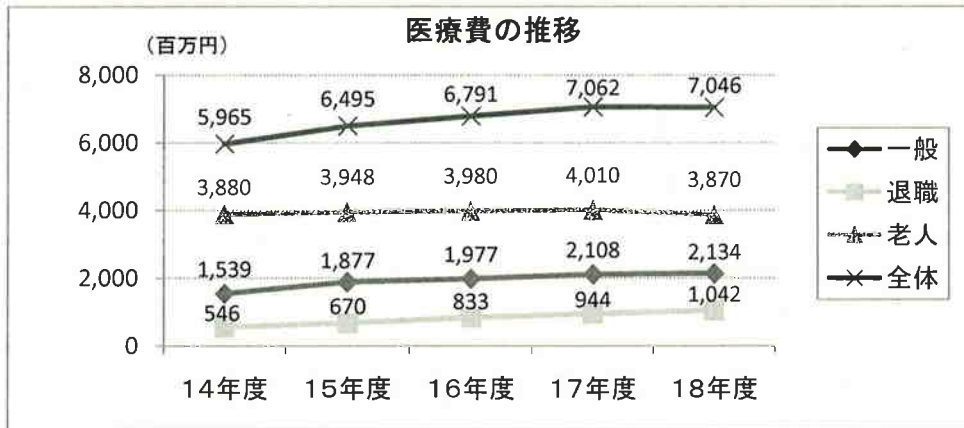


○羽生市国保加入世帯数と加入率の推移



(2) 医療費の状況

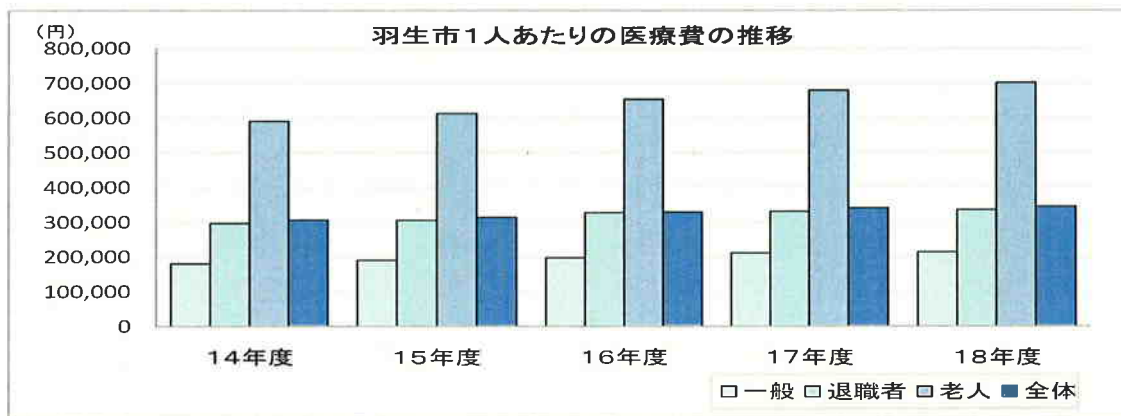
平成18年度の年間医療費は、前年より若干減少しているものの70億4,600万円で、その内訳は、一般被保険者分は21億3,400万円、退職被保険者分は10億4,200万円、老人保険対象者分は38億7,000万円となっています。



平成18年度の羽生市の住民1人あたりの医療費は、全体で344,757円であり、その内訳をみると、一般被保険者分・退職被保険者分に比べて老人保健対象者分が高く、701,592円となっています。平成14年度から18年度までの1人あたりの医療費の推移をみると、下記のとおりです。

○羽生市1人あたりの医療費の推移

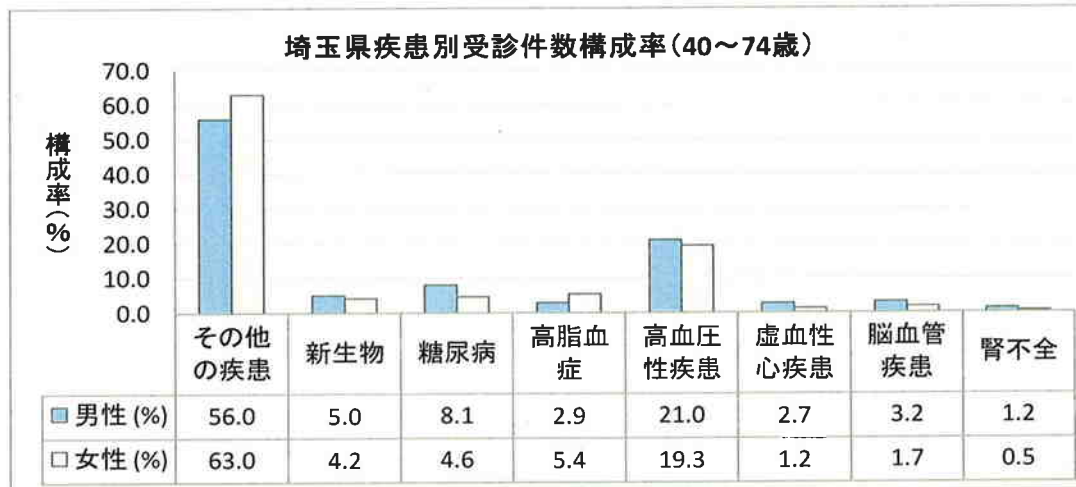
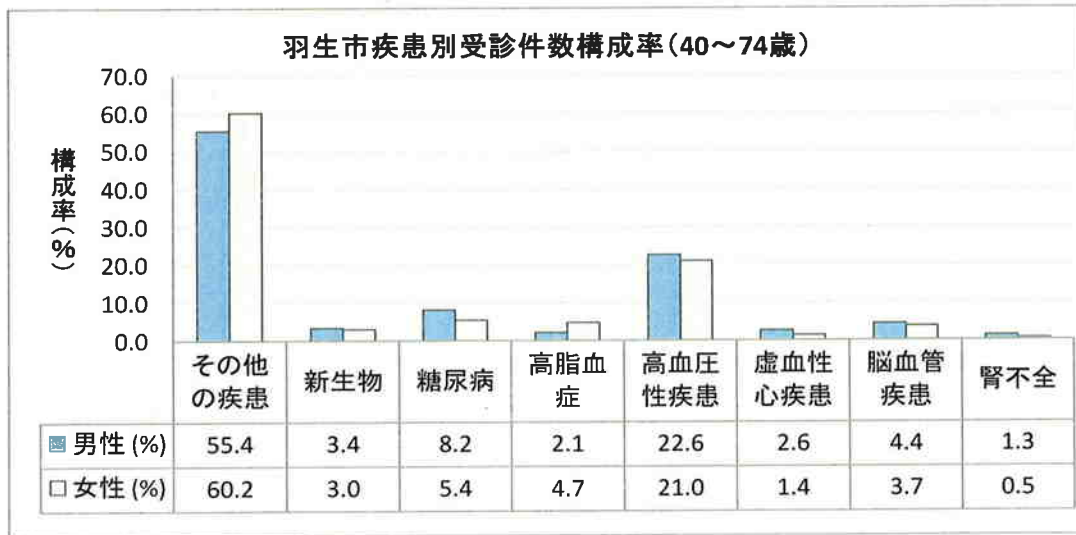
年度	一般		退職者		老人		全体	
	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比
平成14年度	180,368	-	296,942	-	590,746	-	305,888	-
平成15年度	189,750	105.2%	305,502	102.9%	612,983	103.8%	313,549	102.5%
平成16年度	197,572	104.1%	327,465	107.2%	653,619	106.6%	328,773	104.9%
平成17年度	211,572	107.1%	331,165	101.1%	679,120	103.9%	340,629	103.6%
平成18年度	214,083	101.2%	335,331	101.3%	701,592	103.3%	344,757	101.2%



(3) 国保被保険者に係る生活習慣病について

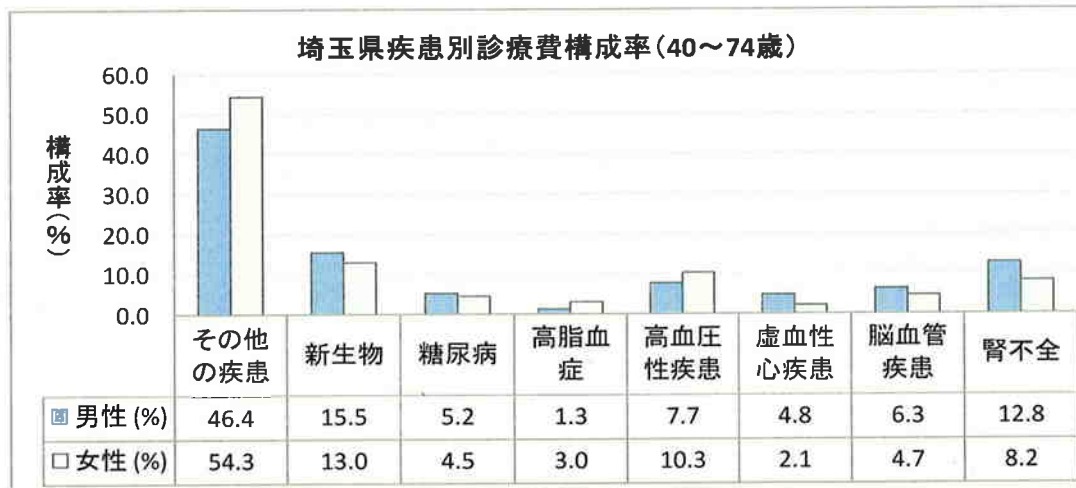
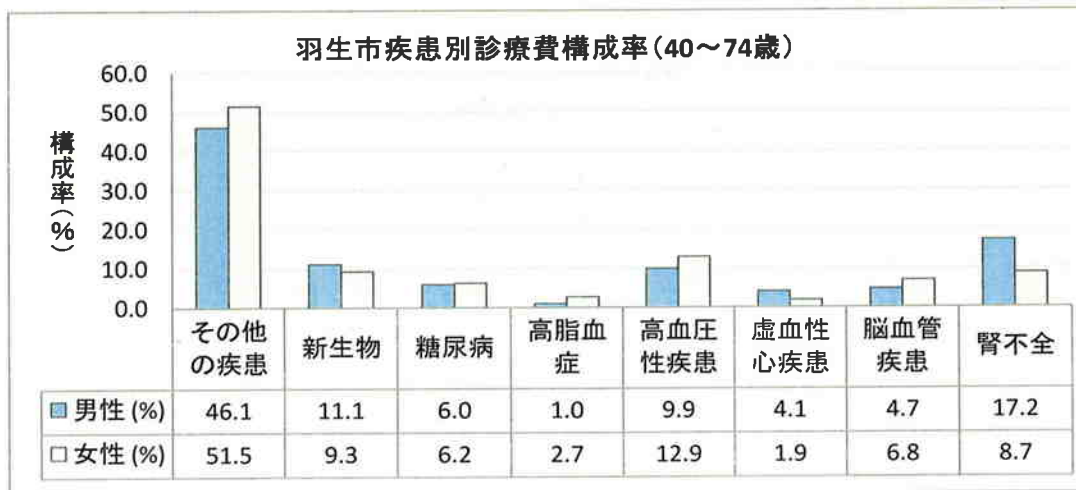
40～74歳の疾患別医療受診件数（※H18. 10診療分）は、男性の約44.6%、女性の約39.8%が生活習慣病を占めている状況です。

○40～74歳の疾患別受診件数構成率（H18. 10診療分）



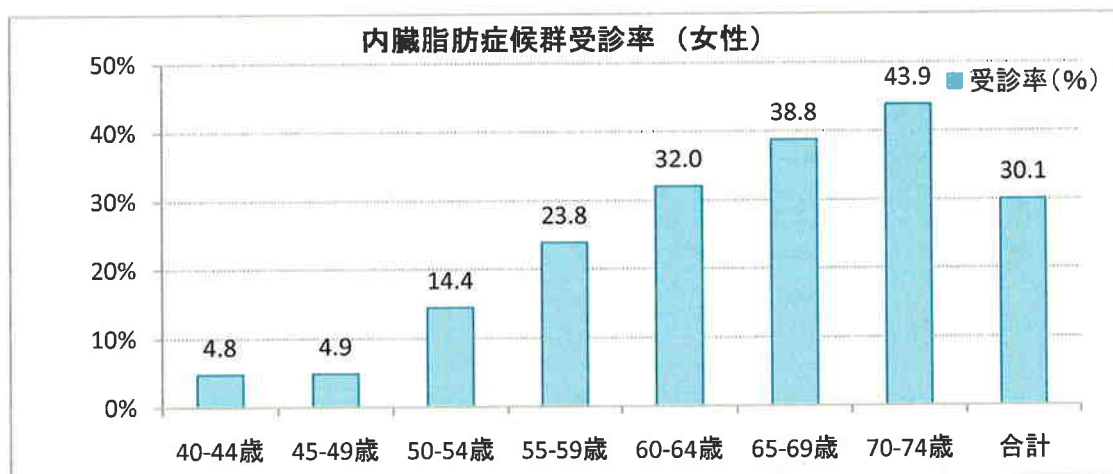
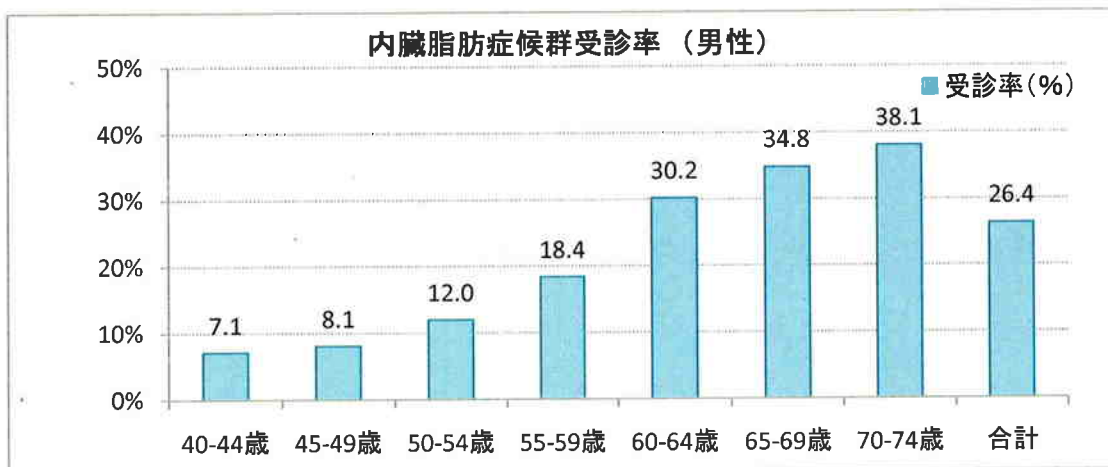
また、診療費においては、男性の約53.9%、女性の約48.5%が生活習慣病を占めており、その中でも男性では腎不全、悪性新生物、高血圧性疾患、女性では高血圧性疾患、悪性新生物、腎不全の順に診療費の占める割合が高くなっています。埼玉県の構成率と比較すると、羽生市は特に男性の腎不全、男女共に高血圧性疾患、糖尿病の診療費の割合が高い状況となっています。

○40～74歳の疾患別診療費構成率（H18. 10診療分）



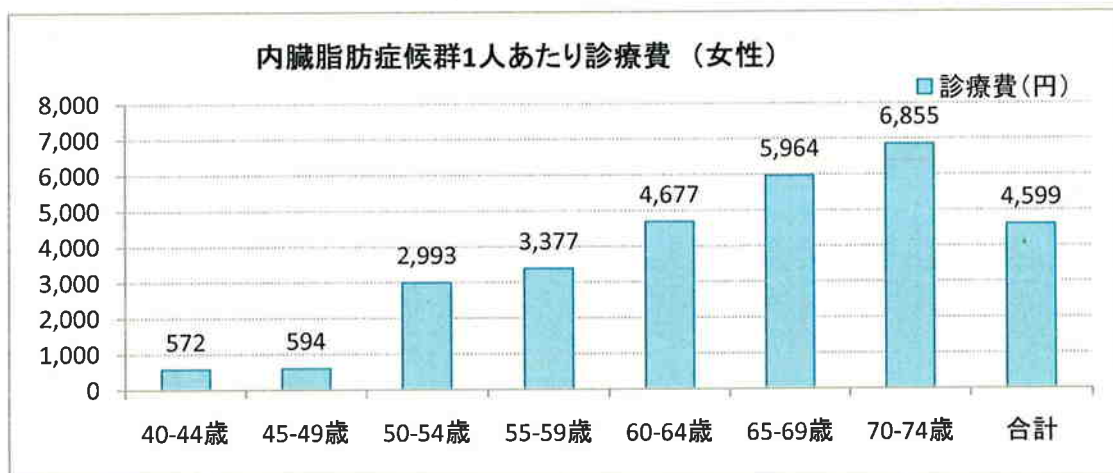
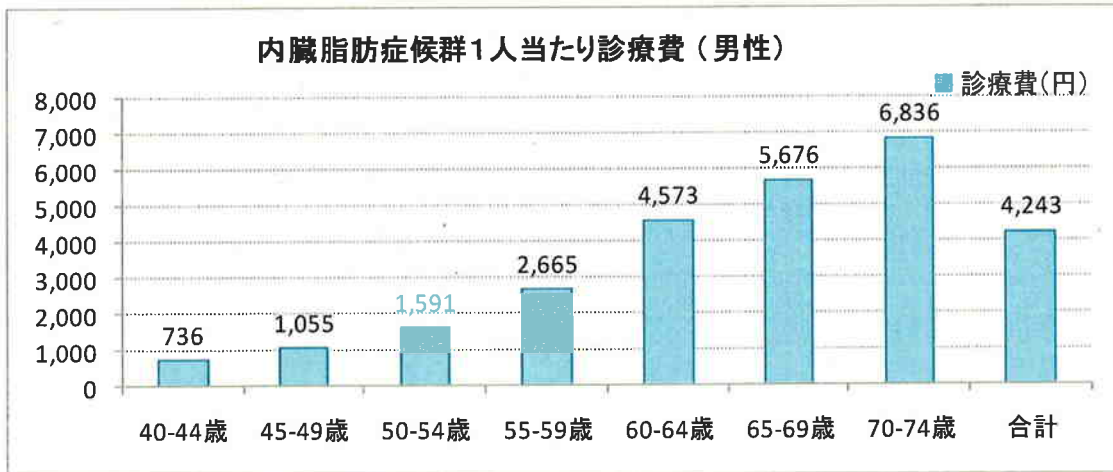
生活習慣病の具体的疾病である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患が医療機関受診率に占める割合は、全体で男性約26.4%、女性約30.1%で、50代半ばから受診率が伸びています。年齢別には男女共に70～74歳が最も高く、65～69歳、60～64歳と続いています。

○年齢階層別内臓脂肪症候群受診率（H18.10診療分） ※



※ 内臓脂肪症候群の危険因子である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患の40～74歳の受診件数を合計したものから受診率を算出し、内臓脂肪症候群受診率とした。

○年齢階層別内臓脂肪症候群1人あたり診療費(H18.10診療分) ※



※ 内臓脂肪症候群の危険因子である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患の40～74歳の診療費を合計したものから1人あたりの診療費を算出し、内臓脂肪症候群1人あたりの診療費とした。

資料提供：埼玉県国保連合会

(4) 分析のまとめ

- ① 羽生市国民健康保険の加入者は、平成16年度より横ばい状態が続いており、平成18年度では市の人口の約35.8%、世帯においては51.5%となっており、今後高齢化とともに65歳以上の加入者がますます増加していくことが予想されます。
- ② 一人あたりの医療費は、年齢が高くなるに従い急増しており、平成18年度では一般被保険者分が約21万円に対して退職被保険者分は33万円と1.5倍になり、老人保険対象者分は約70万円で3.8倍になっています。医療費についても年齢の上昇とともに増嵩傾向にあり、今後加入者の高齢化とともに医療費総額がますます増加していくこととなります。
- ③ 羽生市国民健康保険の加入者（40～74歳）の受診件数に占める生活習慣病は、男性44.6%、女性39.8%となっており、男女共に高血圧性疾患の割合が高くなっています。診療費については、県平均と比較すると、男性の腎不全、男女共に高血圧性疾患及び糖尿病の診療費が高い状況であります。
- ④ 年齢別による内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の受診率は、50歳代半ばから伸びており、男女共に70～74歳が最も高く、65～69歳、60～64歳と続いています。

(5) 羽生市の生活習慣病対策のねらい

- ① 今後も増加する高齢者を、活力ある社会の原動力とするため、若年層からの健康づくりに対する啓発と、生活習慣病の早期発見につながる健診の大切さを促す活動が重要であります。
- ② 増加し続ける医療費を抑制するためにも、生活習慣病の予防、特に高血圧症及び糖尿病の発症予防対策を確実に実施する必要があります。
- ③ 生活習慣病の発症を抑えるためにも、30歳代、40歳代での早期予防と、50歳代の重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であります。

第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

この計画の実行により、特定健康診査受診率を80%、特定保健指導実施率を60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の25%減少を平成27年度までに達成することを目標とします。

また、第1期の目標として特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を平成24年度までに達成することを目標とします。

2 羽生市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、羽生市国民健康保険における目標値を以下のとおり設定します。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診 受診率	35%	40%	45%	55%	65%
特定保健指導 実施率	20%	25%	30%	40%	45%
内臓脂肪症 候群の該当 者・予備群 の減少率	946人	1,092人	1,239人	1,528人	1,822人 10%減少

3 目標達成に向けた推進策

(1) 特定健康診査の受診率の向上策

- ① 特定健康診査の対象者に周知を図り、健康への関心が高まるような情報や啓発資料等を提供します。
- ② あらゆる機会を通じて、健診の必要性を啓発します。

(2) 特定保健指導の実施率の向上策

- ① 保健指導に参加しやすい環境を整備し、個人のライフスタイルや特性に応じて支援できるような、個人指導を実施する体制づくりをします。
- ② 特定保健指導と並行してポピュレーションアプローチとしての教室や、自主グループ活動、運動等民間施設の活用を促します。

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少策

受診者全員に対するポピュレーションアプローチの工夫、保健指導対象者の重点化や効果のある保健指導の方法・学習教材の研究に努めます。

第2章 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査の対象者

対象者は、国保加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる者で、かつ当該年度実施年度の一年間を通じて加入している者とします。

なお、下記に該当する者は特定健康診査の実施対象外とします。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- ③ 国内に住所を有しない者
- ④ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ⑤ 病院又は診療所に6ヵ月以上継続して入院している者
- ⑥ 「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

特定健康診査・特定保健指導の対象となる40～74歳の被保険者を、推計人口及び現在の国保加入率等を考慮し推計した表は、下記のとおりです。

○推計対象者数（人）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40～44歳	376	327	374	327	371	327	369	327	367	327
45～49歳	378	318	367	310	356	301	345	293	335	285
50～54歳	477	493	465	480	454	467	444	454	433	442
55～59歳	804	907	831	938	860	970	889	1,003	919	1,037
60～64歳	1,018	1,229	1,028	1,239	1,038	1,250	1,049	1,260	1,059	1,270
65～69歳	1,272	1,293	1,276	1,291	1,280	1,288	1,284	1,286	1,288	1,284
70～74歳	1,224	1,241	1,253	1,273	1,283	1,307	1,314	1,341	1,346	1,377
合計	5,549	5,808	5,594	5,858	5,642	5,910	5,694	5,964	5,747	6,022
男女計	11,357		11,452		11,552		11,658		11,769	

2 特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者が対象者となります。特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者とは、次のとおりです。

- ① 腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上
- ② 腹囲が男性 85 cm未満、女性 90 cm未満で BMI が 25 以上
- ③ ①及び②で、ア～ウのいずれかに該当する者（糖尿病、高血圧症又は高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者を除く）
 - ア 血糖(空腹時血糖 100mg/dl 以上、HbA1c 5.2%以上)
 - イ 脂質(中性脂肪 150mg/dl 以上、HDL コレステロール 40mg/dl 以下)
 - ウ 血圧(収縮期 130mmHg、拡張期 85mmHg 以上)

特定保健指導の推定対象者数は、以下の表のとおりです。

○特定保健指導推計対象者数（人）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
動機づけ 支援	40～64歳	242	278	315	387	460
	65～74歳	374	434	495	613	734
	小計	616	712	810	1,000	1,194
積極的 支援	40～64歳	330	380	429	528	628
	65～74歳	-	-	-	-	-
	小計	330	380	429	528	628
合計		946	1,092	1,239	1,528	1,822
目標実施率（%）		20%	25%	30%	40%	45%
目標実施数（人）		189	273	372	611	820

3 健診の現状

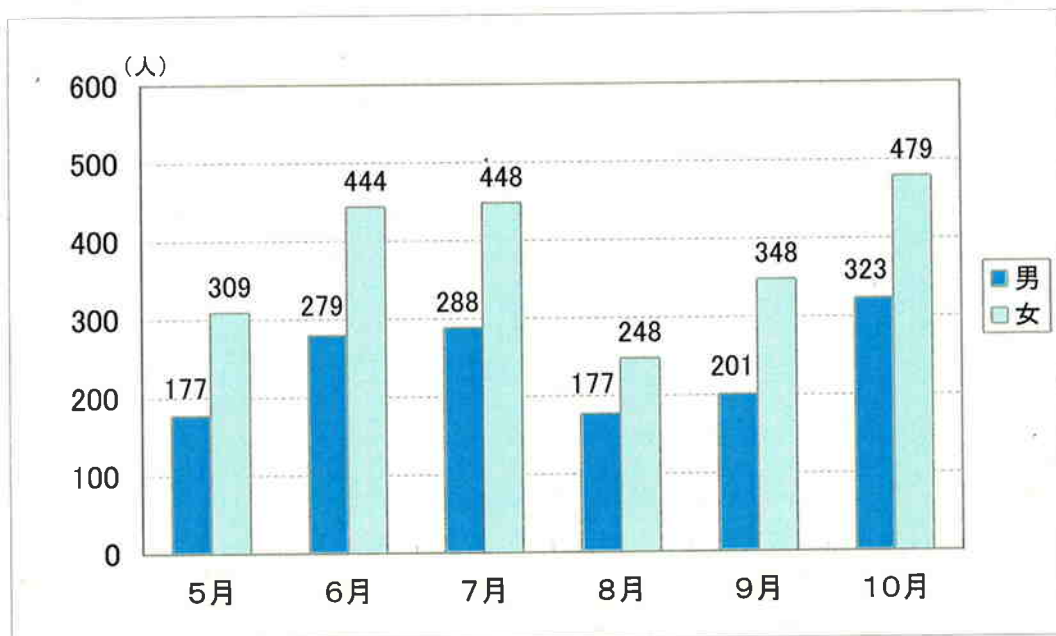
平成19年度基本健康診査からみた40～74歳の国民健康保険加入者の受診者数及び受診率は下記のとおりです。

全体の受診率は32.8%で、40～59歳までの受診率が特に低い傾向にあります。その中でも男性の受診率の低さが特に際立っています。

単位：人

年齢区分	男性	受診率	女性	受診率	合計	受診率
40-44	33	8.8%	47	13.7%	80	11.1%
45-49	30	8.1%	57	18.3%	87	12.8%
50-54	46	9.8%	108	22.9%	154	16.4%
55-59	112	14.2%	248	28.2%	360	21.6%
60-64	238	22.8%	458	37.2%	696	30.6%
65-69	325	25.3%	505	38.1%	830	31.8%
70-74	661	54.3%	853	69.7%	1,514	62.0%
合計	1,445	26.1%	2,276	39.3%	3,721	32.8%

○月別受診状況

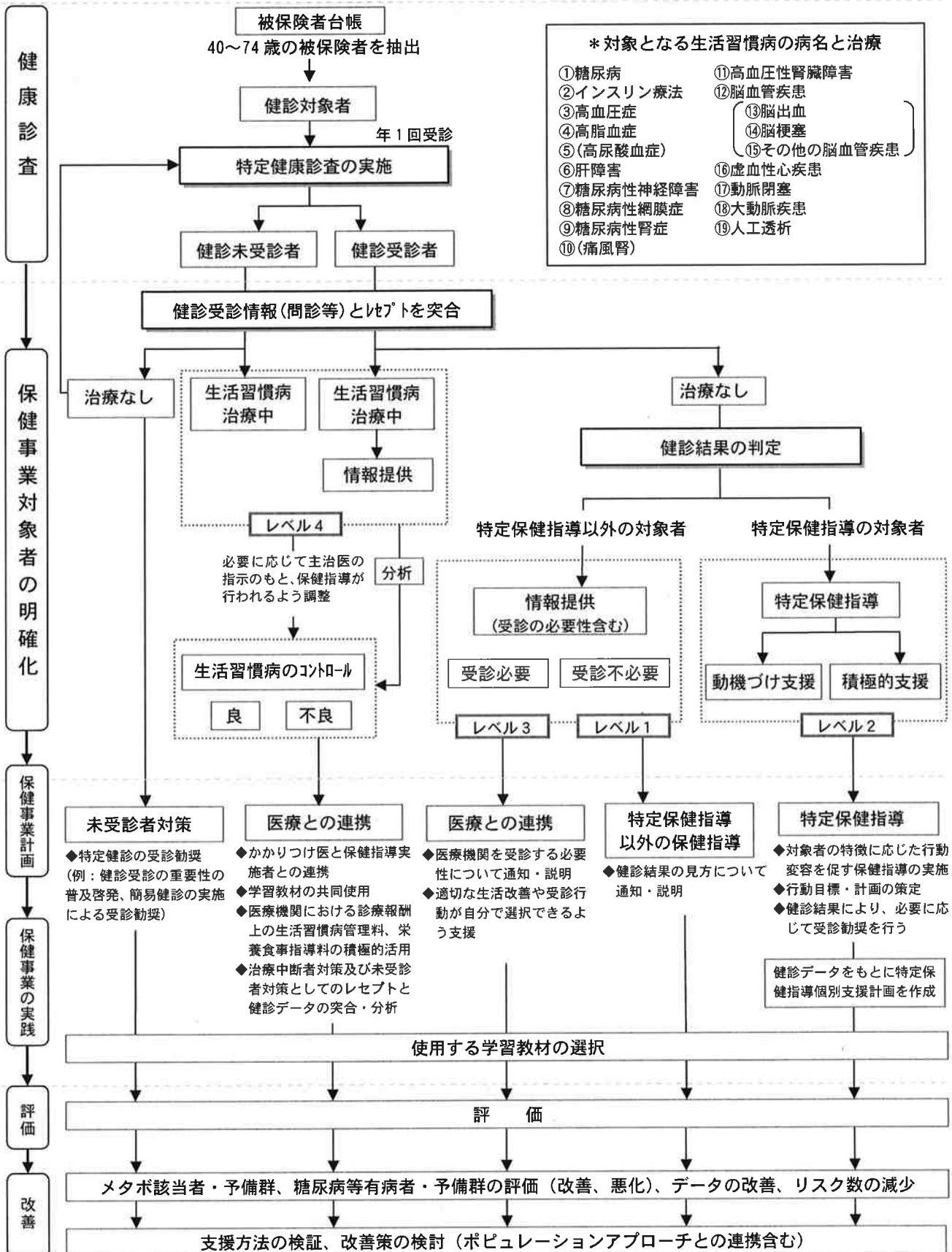


4 平成24年度までの各年度の対象者数（推計）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査 対象者数	11,357人	11,452人	11,552人	11,658人	11,769人
特定健康診査 受診率(目標値)	35%	40%	45%	55%	65%
特定健康診査 受診者数	3,975人	4,581人	5,198人	6,412人	7,650人
特定保健指導 対象者数	946人	1,092人	1,239人	1,528人	1,822人
特定保健指導 実施率(目標値)	20%	25%	30%	40%	45%
特定保健指導 実施者数	189人	273人	372人	611人	820人

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査・特定保健指導の流れ



2 特定健康診査

(1) 対象者

- ① 当該年度内に40～74歳となる者で、羽生市国民健康保険加入者。
当該年度の7月1日以降に、埼玉県後期高齢者医療被保険者となる者。
- ② 4月1日以降の転入者。(新規羽生市国民健康保険加入者で①の者)

(2) 実施場所

市内の指定された医療機関（以下、「健診実施医療機関」という）が、個別健診にて特定健康診査を行います。

(3) 実施時期・期間

健診実施医療機関において、6～12月の月～土曜日に実施します
(祝日・休日を除く)。

(4) 受診・実施方法

- ① 特定健康診査受診対象者は、実施期間内に国民健康保険証と特定健康診査受診券を持参の上、健診実施医療機関に直接予約をして受診します。
- ② 健診実施医療機関は、国民健康保険の資格を確認の上、健診を実施します。

(5) 周知・案内

① 周知方法

- ・市は対象者に特定健康診査受診券を送付し、実施を周知します。
- ・市の広報及びホームページ等に掲載の上、周知を図ります。

② 受診券の送付時期

- ・市は特定健康診査受診対象者（4月1日を基準）に、特定健康診査受診券と案内等を送付します。(P20の特定健康診査のフローチャート参照)
- ・転入者、新規加入者にも、特定健康診査受診券・案内を送付します。

(6) 実施項目

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備軍を減少させるため、特定保健指導を必要とする被保険者を的確に抽出・選定するための健診項目となっています。

① 基本的な健診項目

診 察	質問(問診)	
	計 測	身長
		体重
		肥満度・標準体重
		腹囲
理学的所見(身体診察)		
血 圧		
血 中 脂 質 検 査	中性脂肪	
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
肝 機 能 検 査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
血 糖 検 査	空腹時血糖	
	ヘモグロビン A1c	
尿 検 査	尿糖	
	尿蛋白	
腎 機 能 検 査	クレアチニン	
	尿酸	

② 詳細な健診の項目

一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

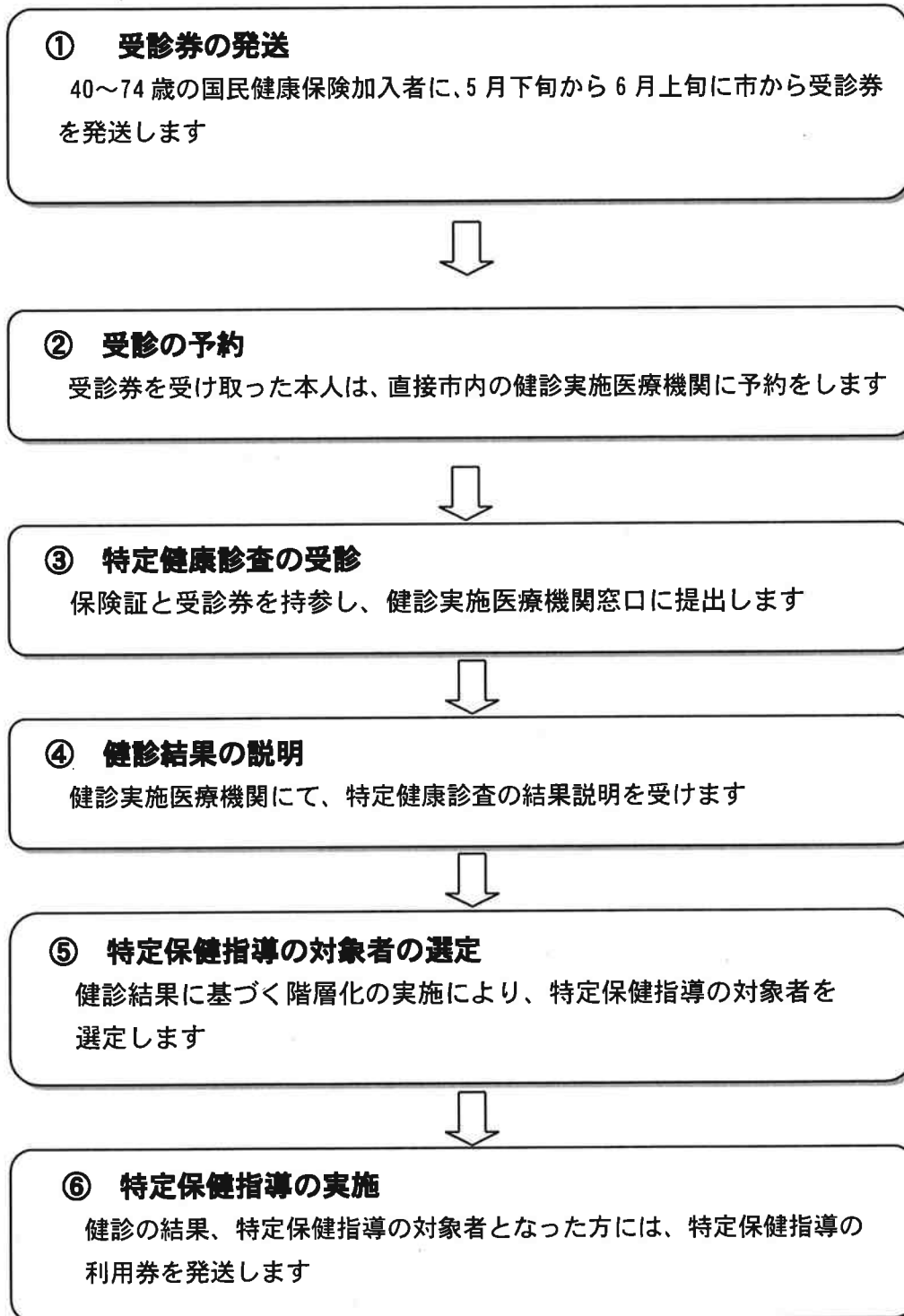
貧血検査 (ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球の測定)		
※ 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者		
心 電 図	※ 前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、 血圧及び肥満の全てについて、次の基準に該当した者	
	血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.2%以上
眼 底 検 査	脂質	中性脂肪 150mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満
	血圧	収縮期 130mmHg 以下、又は拡張期 85mmHg 以上
	肥満	腹囲 85cm 以上(男性)・90cm 以上(女性)の者(内臓脂肪面積の 測定が出来る場合には内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上)又は BMI が 25 以上の者

(7) 特定健康診査の一部負担について

一部負担金を1,000円とします。

ただし、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度に75歳となる者は免除とします。

(8) 特定健康診査のフローチャート



< 特定健康診査受診券 >

(表面)

案

特定健康診査受診券

20××年 月 日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)

性別

生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20××年 月 日

検診内容

- ・特定健康診査
- ・その他 ()

窓口での自己負担

特定健康基本部分

医師の判断による

追加項目

その他

保険者所在地

保険者電話番号

保険者番号・名称

印

契約とりまとめ機関名

支払代行機関名

(裏面)

注意事項

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。
(特定健康診査受診結果の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存します。
5. 検診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

〒 _____

3 特定保健指導

(1) 対象者

下の図のように、追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機付け支援の対象者となるのか積極的支援の対象者となるのかが異なります。

なお、腹囲の測定に代えて内臓脂肪面積の測定（CT スキャン等で測定した腹部の断面画像にて内臓脂肪の占める断面積）を行う場合には、「腹囲が基準値以上の者」は「内臓脂肪面積は 100 平方cm以上の者」と読み替えます。

特定保健指導の対象者（階層比）

腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象	
			40-64 歳	65-74 歳
≥ 85 cm (男性) ≥ 90 cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり		
上記以外で $BMI \geq 25$		3つ該当	/	積極的支援
	あり			
	2つ該当	なし		
		1つ該当	/	

(2) 実施場所

羽生市保健センター

(3) 特定保健指導の一部負担について

無料

(4) 基本的な考え方

特定保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことです。対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らがその行動目標を実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的としています。

そのために、どのような生活習慣を身につけることが必要であるか、また課題や優先順位を対象者ととともに考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行います。

行動変容を可能なものとするためにも、対象者が新たな行動を継続できるよう、定期的な助言・支援や対象者が現状を把握するための機会の提供を行うとともに、実行していることに対して励ましや賞賛をするなど、自己効力感を高めるフォローアップも行っていきます。

また、保健指導実施者は保健指導を行うための理論や技術を理解し、保健指導としての技術を身につけ、実際の保健指導に応用することが必要です。そのために各種研修会への参加や、身近な機関でOJTを実施します。

さらに、健康増進法等で実施するポピュレーションアプローチのための社会資源を積極的に活用することや、地域・職域におけるグループ、ボランティア等との協働した体制整備を実施します。

(5) 特定保健指導の実施方法

○情報提供

目的	対象者が健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとします。
対象者	健診受診者全員を対象とします。
支援頻度	年1回、健診結果と同時に実施します。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・医療機関において、受診者に健診結果を渡す際に、健診結果の見方等を記載した資料を渡します。・健診結果の送付に合わせて情報提供用紙を送付します。

○動機づけ支援

目的	対象者へのグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てられるようになるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることを目指します。
対象者	健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された人で、生活習慣を変えるにあたって、意思決定の支援が必要な人を対象とします。
実施場所	羽生市保健センター
実施時期	特定健康診査受診から約3ヵ月後
実施期間	6ヵ月
実施頻度	原則1回の支援
支援内容・形態等	グループ支援80分（講義（40分）＋運動指導（40分））
評価方法	6ヵ月後、手紙（アンケート調査の実施、支援前との比較）により評価を行います。

○積極的支援

目的	「動機づけ支援」に加え、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることを目指します。					
対象者	健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な人で、そのために専門職による継続的できめ細やかな支援が必要な人を対象とします。					
実施場所	羽生市保健センター					
実施時期	特定健康診査受診から約3ヵ月後					
実施期間	6ヵ月					
実施頻度	3ヵ月以上継続的に支援					
支援時期・形態等	支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	ポイント
	初回面接	1	-	個別支援	30	
	継続的な支援	2	1週間後	グループ支援	80	80
		3	3週間後	個別支援	30	120
		4	7週間後	通信支援(電話)	5	10
		5	11週間後	手紙による中間評価	40	40
		6	15週間後	通信支援(電話)	5	10
		7	20週間後	通信支援(手紙)		
	事後評価	8	6ヶ月後	事後評価(面談)	30	
	合計				220	260
評価方法	6ヵ月後、個別面接により評価を行います。					

4 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

効果的、効率的な保健指導を実施するにあたって、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施します。

具体的には特定健康診査受診者のリスクに基づく優先順位をつけ、必要性に応じた保健指導レベル別の支援を実施します。

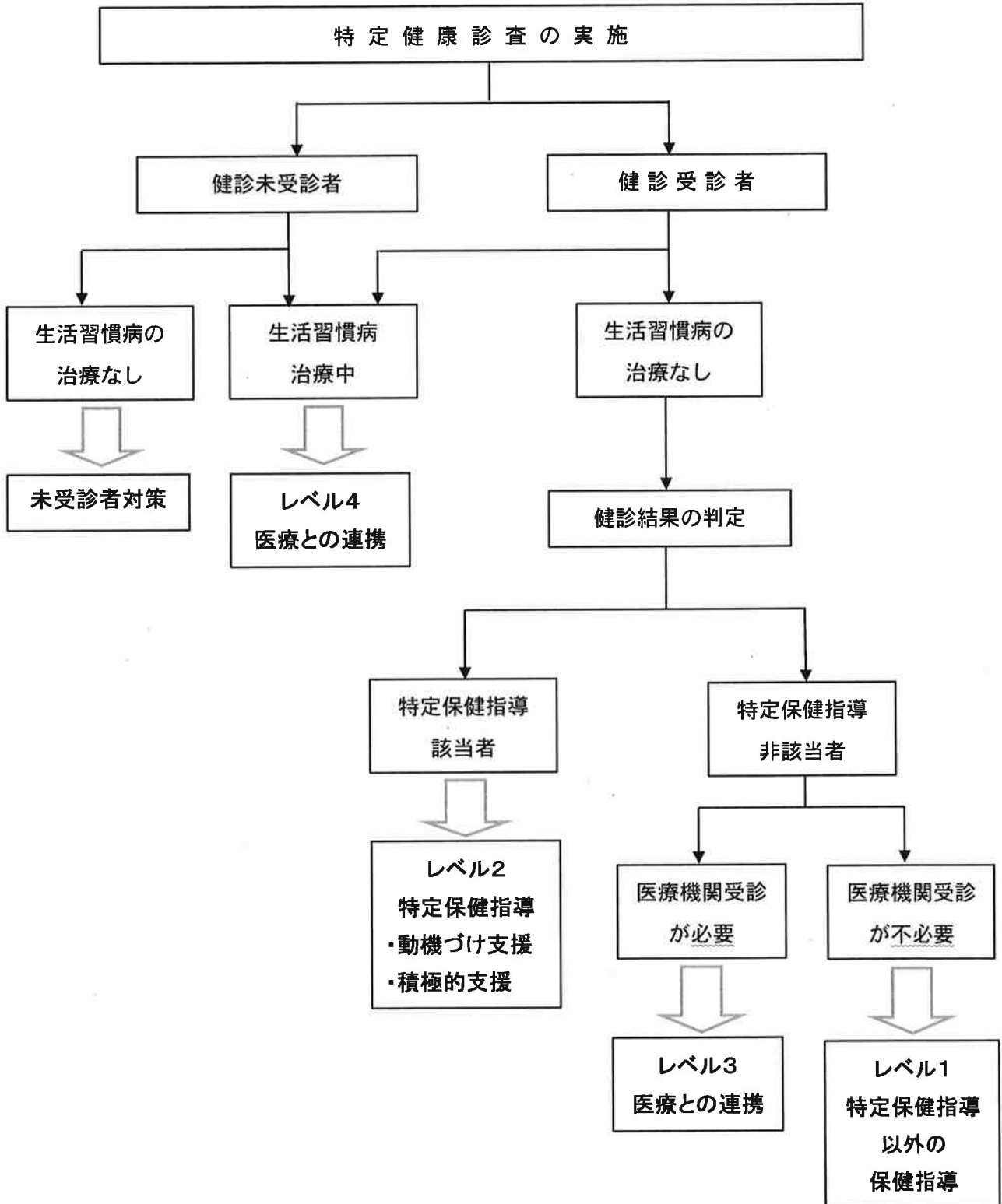
羽生市の現状を加味したうえで、特に、55～59歳の男性に対して優先を置くとともに、未受診者対策に重点を置きます。

(1) 特定保健指導対象者の選定と階層化

特定保健指導対象者を明確にするために特定健康診査結果から対象者をグループに分類して保健指導を実施します。

- ア 特定保健指導以外の保健指導（レベル1）
特定健康診査受診者でイ～エに該当しない者
- イ 特定保健指導（レベル2）
医療への受診（受診勧奨含む）以外の内臓脂肪症候群診断者、予備群に該当する者
- ウ 特定保健指導以外の保健指導（レベル3）
医療への受診勧奨が必要な者で特定保健指導以外の対象者
- エ 特定健康診査受診者かつ治療者（レベル4）
医療との連携が必要な者で特定保健指導以外の対象者
- オ 特定健康診査未受診者
糖尿病等の生活習慣病治療者以外の特定健康診査未受診者

(2) 特定保健指導実施に関する階層化のフローチャート



5 実施における年間スケジュール


	特定健康診査	特定保健指導	その他
4月	健診対象者の抽出、 受診券等の印刷		
5月	受診券の送付		
6月	健診開始		
7月			代行機関との費用 決済の開始
8月		保健指導対象者の抽出、 利用券等の印刷・送付	
9月		保健指導開始	
10月			
11月			
12月	健診の終了		
1月		保健指導受付の終了	特定健診費用決済 最終
2月			
3月		保健指導終了	
4月			
5月			健診データ抽出
6月			実施率等、実施実績の 算出、支払基金への報 告

6 保健指導実施者の人材確保と資質向上

- (1) 医療保険者での生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、必要な保健師・管理栄養士（以下、「専門職員」という。）の配置、在宅の専門職の活用と、アウトソーシングの活用を進めます。
- (2) 保健指導の円滑な実施に向け、専門職員相互の機動的かつ柔軟な連携協力の中で、業務の効率化に努めます。
- (3) 専門職員の積極的な研修参加・マンパワーの強化を図ります。
- (4) 目標達成に向けた進捗状況の把握に努めながら、体制整備の充実を図ります。

< 特定保健指導利用券 >

(表面)


特定保健指導利用券
 20××年 月 日交付
 受診券整理番号 ○○○○○○○○○○
 特定健康診査受診券整理番号 ○○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)
 性別
 生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20××年 月 日

特定保健指導区分
 ・ 動機付け支援
 ・ 積極的支援

窓口での自己負担

保険者所在地
 保険者電話番号
 保険者番号・名称

印

契約とりまとめ機関名
 支払代行機関名

(裏面)

注意事項

1. 特定保健指導を利用するときには、この券と被保険者証を窓口
に提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよ
いかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に利用して
ください。
4. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存します。
5. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検される
ことがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的
に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険
者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の
処分を受けることがあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差
し出して訂正を受けてください。

7 事業主健診等他の健診受診者の健診データ受領方法

事業主健診を受診したもののデータは、原則、磁気媒体で羽生市に提出する
ものとします。

第4章 外部委託・データの管理方法

1 外部委託について

(1) 特定健康診査の委託

羽生市医師会に委託します。

(2) 委託先の基準

健診実施医療機関の精度管理が適切に行われないなど、健診の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないよう委託先における健診の質を確保することが不可欠であることから、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき、厚生労働省が定める者」を満たすことを条件とします。

2 特定健康診査等のデータの保管方法

特定健康診査及び特定保健指導のデータは、羽生市が埼玉県国民健康保険連合会提供による特定健診等データ管理システムに保管します。

- ① 健診実施医療機関は、特定健康診査に関するデータを国の定める電子的標準様式により、埼玉県国民健康保険連合会へ提出します。
- ② 特定保健指導は、実施機関である羽生市保健センターから埼玉県国民健康保険連合会のデータ管理システムに直接データ入力し、保管します。
- ③ システムの保守・運用については、埼玉県国民健康保険連合会に委託します。
- ④ 特定健康診査・特定保健指導に関するデータの保存期間は5年間とします。ただし、被保険者が資格を継続している場合はこの限りではありません。

第5章 個人情報の保護

1 基本的考え方

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を図ります。また、受診者の利益を最大限に保証するため、個人情報保護の観点から、収集された個人情報は適切な対応を行います。

2 具体的な個人情報の保護

- (1) 個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「羽生市個人情報保護条例」に基づいて行います。
- (2) 国民健康保険組合のガイドラインにおける職員等の義務（データ内容の正確性の確保、安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。
- (3) 特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理していきます。

3 守秘義務規定

(1) 国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）

第二百二十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職に合った者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行）

第三十条 第二十八条の規定により保険者が特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合はその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第一百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条3「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を市広報及びホームページに掲載するとともに、市内公民館に閲覧できるよう配備します。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導の成果については、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されます。

その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、実施体制・周知方法・保健指導方法など、生活習慣の改善状況を短期間で評価ができる事項については、関係各課と連携した検討体制で評価し、必要に応じて計画の見直しを進めていきます。

2 具体的な評価

(1) ストラクチャー（構造）

特定健康診査・特定保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、実施に係る予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況等に関し、情報を整理しながら他の評価項目とあわせて検証します。

(2) プロセス（過程）

特定健康診査・特定保健指導の実施過程（情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定）、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、実施者の態度、記録状況、対象者の満足度等に関して検証します。

(3) アウトプット（事業実施量）

健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率などを検証します。

(4) アウトカム（結果）

特定健康診査・特定保健指導の最終目標は、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍の減少であり、長期的には医療費の適正化の観点からも評価を行います。本計画の具体的な指標は、「メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少（平成24年度において、対平成20年度で10%の減少）」であり、これを成果指標として、その達成を目指します。

また、特定保健指導実施者と非実施者の医療費の比較や、健診データと医療費の突合分析等を実施し、計画見直しの際に活用します。

特定保健指導を実施した方については、次年度の健診結果を把握し肥満度や血液検査などの変化、リスク数の減少等を検証します。

国民健康保険の医療費については、医療費総額（入院・退院）、受療率、一人当たり診療費、高額レセプト、長期レセプトなどの状況を経年的に分析します。

3 評価の実施責任者

- (1) 保健指導受診者個人に対する評価は、保健指導実施者が実施責任者となります。
- (2) 事業としての特定健康診査・特定保健指導の評価は、羽生市国民健康保険者がその評価の責任を持ち、評価に当たっては具体的な評価の指標に基づいて検証します。
- (3) 特定健康診査等実施計画の総合評価については、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うため、羽生市国民健康保険者が実施責任者となります。
- (4) 保険運営の健全化の観点から、羽生市国民健康保険運営協議会において毎年進捗状況を報告するものとします。

第8章 その他

特定健康診査にあたっては、介護保険法による65歳以上の高齢者を対象とした「生活機能評価」について、受診券、受診案内の一括送付や同時実施に努めるとともに、市で実施する各種がん検診等、市民の利便性を考慮しながら実施することとします。

また、羽生市国民健康保険以外の被用者保険被扶養者等の特定健康診査、特定保健指導の委託を受けた場合については、今後の国民健康保険事業の実施状況を加味して対応を図ることとします。

《 表 紙 》



このたび、特定健康診査等実施計画を策定するにあたり、表紙のデザインを「羽生市キャラクターグッズ検討会」にお願いいたしました。

ムジナもんと仲間たちが思い思いの趣向を凝らして内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防に向け、奮闘している様子が描かれています。

明るくユーモアのあるキャラクターたちに実施計画書の表紙を飾っていただき、「羽生市キャラクターグッズ検討会」の皆さまには、深く感謝申し上げます。また、快くご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査等実施計画 — 「健康で希望に満ちたまちづくり」を目指して —

平成20年3月発行

平成21年4月改定

平成22年4月改定

編集・発行 羽生市 市民福祉部 保健医療課
〒348-8601 羽生市東6丁目15番地
電 話 048-561-1121
FAX 048-560-3073

